

行革審議会答申対応表

No	指摘区分	計画名	箇所	指摘内容	対応方針	対応課	見直し案又は市の考え方案	備考
1	内容見直し	行革大綱案	Ⅱ 第2次行政改革の基本的な考え方等、2基本目標	この項目では、本市の財政見通しを踏まえれば、第1次大綱の基本目標と同様、短期的な目標に加えて中長期的な目標として「自立した自治体としての確固とした行財政基盤を構築する」ことを記述する必要があると思われる。また、財政見通しから言えば、第2次の行政改革終了後も、引き続き第3次に取り組む必要があると思われるので、この点にも触れておくことが望まれます。	大綱案内容見直し	行革室	Ⅱ－2基本目標 今次の行政改革は、平成28年度からの交付税優遇措置の段階的廃止により急速に悪化する財政見通し等を踏まえ、「平成28年度以降の市民サービスに重大な影響がないよう、適切に対応するための十分な準備と必要な体制等を整えること」を基本目標とします。また、第1次の行政改革に引き続き、中長期的には「自立した自治体としての確固とした行財政基盤を構築する」ことを目指します。 なお、平成28年度以降の収支悪化に対応するため、今次の行政改革における具体的な数値目標を別に定める実施計画に設定するものとします。 Ⅲ－1 計画期間 この大綱による計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。また、この大綱に基づき具体的な取組みを実施するための実施計画を策定します。実施計画には、具体的な取組み内容や実施年度、数値目標等を定めるものとします。 なお、平成28年度以降の取組みについては、第2次行政改革の達成状況や財政状況等を検証したうえで、第3次行政改革として別途講じるものとします。	
2	内容見直し	行革大綱案	Ⅳ 第2次行政改革の推進項目、1財政の健全化(2)自主財源の確保①収納率の向上	この項目では、本市の滞納状況等を考慮すれば、もう少し具体的な取組みなどを記述する必要があると思われる。特に滞納対策の強化については、説得力が増すようより強力な内容にすることが望まれます。	大綱案内容見直し	税務課	口座振替の加入促進や住民税特別徴収の推進、市税の滞納者に対する差押など滞納処分の強化を図ることにより、収納率の向上に努めます。	
3	内容見直し	行革大綱案	Ⅳ 第2次行政改革の推進項目、1財政の健全化(2)自主財源の確保②滞納対策の強化	この項目では、本市の滞納状況等を考慮すれば、もう少し具体的な取組みなどを記述する必要があると思われる。特に滞納対策の強化については、説得力が増すようより強力な内容にすることが望まれます。	大綱案内容見直し	収納対策室	増加する市税等の滞納者に適正に対応するために、収納対策室が中心となり、法的措置の強化に取り組めます。滞納処分が可能な公債権については、不当利得返還請求権(過払金)の差押処分を積極的に活用し、徴収率の向上に努めます。私債権については、「嘉麻市私債権の管理に関する条例」、滞納管理システムの有効活用によって、債権管理の適正化に努めます。その上で、財産調査等により、滞納者の債務負担能力を正確に把握し、債務負担能力のある滞納者については、訴えの提起、支払督促及び強制執行等の法的措置を積極的に活用します。一方で債務負担能力に欠ける滞納者等については、債務の履行期限の延期、免除又は放棄を行い、将来の生活再建に向け、必要な助言等を行います。また、徴収担当職員の更なる能力向上を図るため、専門研修の充実など滞納対策を強化します。	
4	内容見直し	行革大綱案	Ⅳ 第2次行政改革の推進項目、4人材の育成、(2)計画的な人材育成	この項目では、財政健全化や滞納対策などの重要課題の解決に向け、全国の先進団体などへの派遣研修の取り組みを追加する必要があると思われる。	意見に対する市の考え方作成・公表	人事秘書課	指摘事項の派遣研修の取り組みについては、職員の資質向上には大変重要なことでありますので、平成21年度に策定いたしました人材育成基本方針の中に規定をいたしております。よってこの大綱の中に個別に記述する必要はないと考えます。	
5	内容見直し	行革大綱案	Ⅳ 第2次行政改革の推進項目、5市民参画や協働の推進(1)市民参画の推進	この項目では、嘉麻市自治基本条例第23条に定める市民参画の推進策として、先進団体で導入されているまちづくりのアイデアなどを市民レベルで議論できる「まちづくり市民会議(仮称)」などを設置する取り組みを追加する必要があると思われる。	大綱案内容見直し	企画調整課	また、市民の行政への参画を促し、市民主体のまちづくりを推進するため、市民の意見を反映させるパブリックコメント制度など多様な市民参画の手法を積極的に活用するとともに、市民がまちづくりについて自由に議論し市へ提言できる組織の設置や制度の導入を検討します。	実施計画案は見直さない
6	内容見直し	行革実施計画案	No4－1徴収率の向上(現年度分) 【市税】	この実施事項では、徴収率の1ポイントアップを目指すしか記述されていないので、どのような取り組みにより、この1ポイントアップを達成するのか具体的に記述する必要があると思われる。	実施計画案内容見直し	税務課	自主財源の確保を図るため、市税の現年度分については、口座振替加入及び住民税特別徴収の促進や延滞金の厳格徴収により納期内納付の促進を図るとともに、現年度滞納者にも積極的に滞納処分に取組み、計画期間内で徴収率1ポイントアップを目指す。	

No	指摘区分	計画名	箇所	指摘内容	対応方針	対応課	見直し案又は市の考え方案	備考
7	内容見直し	行革実施計画案	No4-2徴収率の向上(現年度分) 【保育料】	この実施事項では、徴収率の1ポイントアップを目指すしか記述されていないので、どのような取り組みにより、この1ポイントアップを達成するのか具体的に記述する必要があると思われます。	実施計画案内容見直し	こども育成課	年間計画を立てて、子ども手当等との支給月に併せ徴収強化を図ります。また、子ども手当から保育料の特別徴収が可能となれば、積極的に実施していきます。	
8	内容見直し	行革実施計画案	No4-3徴収率の向上(現年度分) 【住宅使用料】	この実施事項では、徴収率の1ポイントアップを目指すしか記述されていないので、どのような取り組みにより、この1ポイントアップを達成するのか具体的に記述する必要があると思われます。	実施計画案内容見直し	住宅公園課	口座振替加入及び住宅使用料徴収の促進により、納期限内の納付の促進を図り、訪問徴収及び納付指導による徴収を行う。	
9	内容見直し	行革実施計画案	No5-1徴収率の向上(過年度分) 【市税】	この実施事項では、徴収率の1ポイントアップを目指すしか記述されていないので、どのような取り組みにより、この1ポイントアップを達成するのか具体的に記述する必要があると思われます。	実施計画案内容見直し	税務課	自主財源の確保を図るため、市税の滞納繰越分については、債権の差押を中心とした滞納処分の強化を図るとともに、動産についても搜索等により差押を実施するなどインターネット公売等の積極的な活用を図る。また一方で、迅速かつ適正な滞納処分の執行停止による不納欠損処理を行うことにより、計画期間内で徴収率1ポイントアップを目指す。	
10	内容見直し	行革実施計画案	No5-2徴収率の向上(過年度分) 【保育料】	この実施事項では、徴収率の1ポイントアップを目指すしか記述されていないので、どのような取り組みにより、この1ポイントアップを達成するのか具体的に記述する必要があると思われます。	実施計画案内容見直し	こども育成課	年間計画を立てて、子ども手当等との支給月に併せて徴収強化を図ります。また、呼出状及び催告状を発行し徴収困難な滞納者には、差し押さえ等の法的措置に取り組みます。	
11	内容見直し	行革実施計画案	No5-3徴収率の向上(過年度分) 【住宅使用料】	この実施事項では、徴収率の1ポイントアップを目指すしか記述されていないので、どのような取り組みにより、この1ポイントアップを達成するのか具体的に記述する必要があると思われます。	実施計画案内容見直し	住宅公園課	家賃滞納者、特に高額滞納者に対しては、住宅の明渡し及び滞納家賃の支払を求める訴えの提起を起し、判決の条件を履行させる。	
12	内容見直し	行革実施計画案	No7ケーブルテレビ基本利用料の有料化	この実施事項は、受益者負担の適正化等を目的とした第1次行政改革からの未達成事項ですが、案ではケーブルテレビ有料化の基本料金の単価見込み額について、目安としながらも第1次の800円から500円に引き下げています。しかし、ケーブルテレビ事業に係る将来負担経費等を算出していない中での目安であるならば、第1次の目標単価(800円)を引き続き設定する必要があると思われます。	意見に対する市の考え方作成・公表	総務課	基本料金の設定については、具体的な料金を当課において目標単価とした事実はありません。あくまでも公共料金としての適正な価格を検討し議会に提案する予定であります。	
13	訂正	行革大綱案	Ⅱ第2次行政改革の基本的な考え方等、2基本目標(6行目)	『～別に設定するものとします。』 ⇒『～実施計画に設定するものとします。』	大綱案訂正	行革室	No1参照	
14	訂正	行革大綱案	Ⅱ第2次行政改革の基本的な考え方等、3基本方針(3)民間活力の導入(1行目)	『「ひと・もの・かね」といった限られた行政資源で～』 ⇒『「ひと・もの・かね」といった行政資源が限られた中で～』	大綱案訂正	行革室	「ひと・もの・かね」といった行政資源が限られた中で効率的な行政運営を行っていくには、行政の役割分担を明確化する必要があります。	
15	訂正	行革大綱案	Ⅳ第2次行政改革の推進項目、1財政の健全化(1)計画的な財政運営(4行目)	『～間違いありません。』 ⇒『～財政見直しからも明らかです。』	大綱案訂正	行革室	合併当初の111.3%(平成17年度)から改善傾向にありますが、依然として厳しい状況であることは財政見直しからも明らかです。	
16	訂正	行革大綱案	Ⅳ第2次行政改革の推進項目、1財政の健全化(2)自主財源の確保③受益者負担の適正化(2行目)	『～使用料の見直しを行います。』 ⇒『～見直しを行います。』	大綱案訂正	行革室	使用料については、市の財政状況や施設の目的、他市の状況を勘案して見直しを行います。	
17	訂正	行革大綱案	Ⅳ第2次行政改革の推進項目、2簡素で効率的な組織の構築(2)総合支所及び分庁の見直し(4行目)	～本庁部署との役割や～』 ⇒『～本庁部署との役割分担や～』	大綱案訂正	行革室	一部の窓口業務では本庁部署との役割分担や指揮命令系統が不明瞭となっているような問題も生じています。	
18	訂正	行革大綱案	Ⅳ第2次行政改革の推進項目、2簡素で効率的な組織の構築(2)総合支所及び分庁の見直し(6行目)	『(今後～中で、)～困難になってきているのも現状です。』 ⇒『(今後～中で、)～困難になってきます。』	大綱案訂正	行革室	また、今後、定員適正化計画により職員数が段階的に削減する中で、これまでの機能を全て維持することは困難になってきます。	

No	指摘区分	計画名	箇所	指摘内容	対応方針	対応課	見直し案又は市の考え方案	備考
19	意見	行革実施計画案No3民間経営感覚の導入		外部有識者の選考にあたっては、先進団体の首長経験者など地方行政の実践者も検討してください。	意見に対する市の考え方作成	財政課	民間経営感覚の導入については、嘉麻市の財政分析を踏まえた上で、問題点・課題点について民間的発想に基づく指導、助言をいただく方向で考えております。従って、行政の財政分析が行える専門的な知識が必要であり、行政経営コンサルや専門的に調査・研究を行っている大学教授を考えているところです。 具体的な仕組みについては今後作り上げていきますが、ご指摘の件については、H23の有識者の選定、仕組みづくりの調査研究の際に、検討のひとつとさせていただきます。	
20	意見	行革実施計画案No9指定ゴミ袋規格の見直し		ゴミ袋の規格見直しにあたっては、市民意見などに十分配慮してください。資源ごみや不燃物ゴミの回収日数など旧市町間で取り扱いの異なるものは早期に解消をお願いします。	意見に対する市の考え方作成	環境課	市民の意見については、ゴミ袋小売店にアンケート用紙を備えるなどの方法で集約したいと考えております。又、ゴミ回収日数の平準化については、23年度に収集運搬委託業者との協議を予定しております。	
21	意見	行革実施計画案No17市バス路線の見直し		市バス路線の見直しにあたっては、交通弱者の切捨てにならないよう十分考慮してください。また、この市バス事業については、受益者負担のあり方も含め、持続可能な市内交通体系をどう構築していくのかという観点からの、市民の幅広い議論が必要と思われます。	意見に対する市の考え方作成	総務課	持続可能な市内交通体系をどう構築していくのかについては、重要な案件であり、引き続き検討を重ね改善していきます。	
22	意見	行革実施計画案No30ケーブルテレビ事業民営化の検討		ケーブルテレビ事業については、当初の事業目的や効果を十分に検証し、その必要性や市の身の丈にあった事業なのかについて検討してください。	意見に対する市の考え方作成	総務課	民営化については今議論する段階にない。	
23	意見	その他		昨年12月15日付けの審議会答申において、問題があると指摘していた実施事項について第2次行政改革では特に触れられていませんので、当該実施事項に係る今後の取り扱いを報告してください。 ・職員の公共施設駐車場利用料の導入 ・ごみ収集業務の民間委託 ・類似公民館及び集会所の見直し ・一人一提案一改革の実施	今後の取り扱いについて来年度の審議会に報告	総務課	平成21年1月16日付けで庁内検討委員会において導入しないことを決定し、その内容を市長に答申し了承を得ています。	
23	意見	その他		昨年12月15日付けの審議会答申において、問題があると指摘していた実施事項について第2次行政改革では特に触れられていませんので、当該実施事項に係る今後の取り扱いを報告してください。 ・職員の公共施設駐車場利用料の導入 ・ごみ収集業務の民間委託 ・類似公民館及び集会所の見直し ・一人一提案一改革の実施	今後の取り扱いについて来年度の審議会に報告	環境課	未定	
23	意見	その他		昨年12月15日付けの審議会答申において、問題があると指摘していた実施事項について第2次行政改革では特に触れられていませんので、当該実施事項に係る今後の取り扱いを報告してください。 ・職員の公共施設駐車場利用料の導入 ・ごみ収集業務の民間委託 ・類似公民館及び集会所の見直し ・一人一提案一改革の実施	今後の取り扱いについて来年度の審議会に報告	生涯学習課	○類似公民館及び集会所の見直し【生涯学習課】 公民館類似施設(自治公民館、集会所等)の地元委譲については、それぞれの施設において、その建設の経緯管理、維持等について極めて大きな相違点があり、一律に「地元委譲」という形で平準化することは容易なことではなく、事業担当課、関係団体、地元等と委譲後の取扱いなど十分な協議、調整が必要なため、地元委譲にはかなりの時間を要するので、出来ることから検討し、処理して行きたいと考えています。 なお、条例上の整備と維持管理において、他地区と形態を異にしている碓井地区について、平成23年3月議会に条例の整備を提案し、平準化を図ることとしており、次の段階として、地元所有と市所有物件の格差是正を図ることを検討していく際に、地元委譲についても検討していくこととします。	
23	意見	その他		昨年12月15日付けの審議会答申において、問題があると指摘していた実施事項について第2次行政改革では特に触れられていませんので、当該実施事項に係る今後の取り扱いを報告してください。 ・職員の公共施設駐車場利用料の導入 ・ごみ収集業務の民間委託 ・類似公民館及び集会所の見直し ・一人一提案一改革の実施	今後の取り扱いについて来年度の審議会に報告	行革室	一人一提案の取り組みについては、今次の実施計画案では盛り込まなかったところですが、今後、必要な事柄があれば、実施したいと考えています。	